

# 第2回進捗管理WG 資料

---

## サイバーポート(港湾インフラ分野)

## 第2回進捗管理WG資料構成

1. 港湾法改正
2. 第1回進捗管理WG（R4.6.15）の意見と対応方針案
3. 第1次運用内容
  - 3-1. 第一次運用時に利用できる機能
  - 3-2. アクセス権限
  - 3-3. セキュリティ対策
  - 3-4. 利用規約
4. 今後のスケジュール

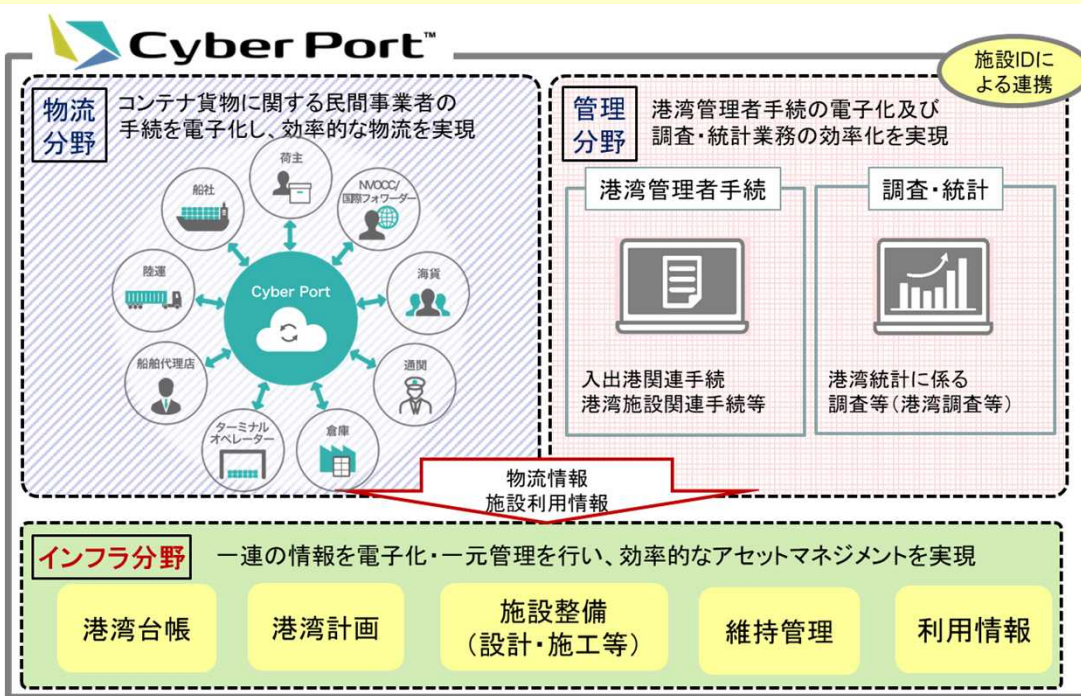
# 1. 港湾法改正(電子情報処理組織の位置づけ)

## 背景・必要性

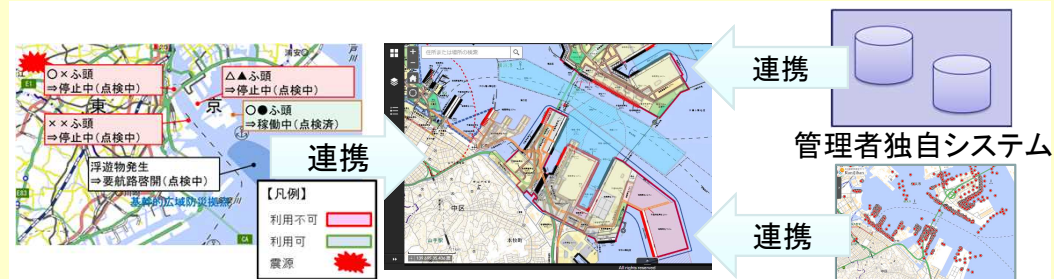
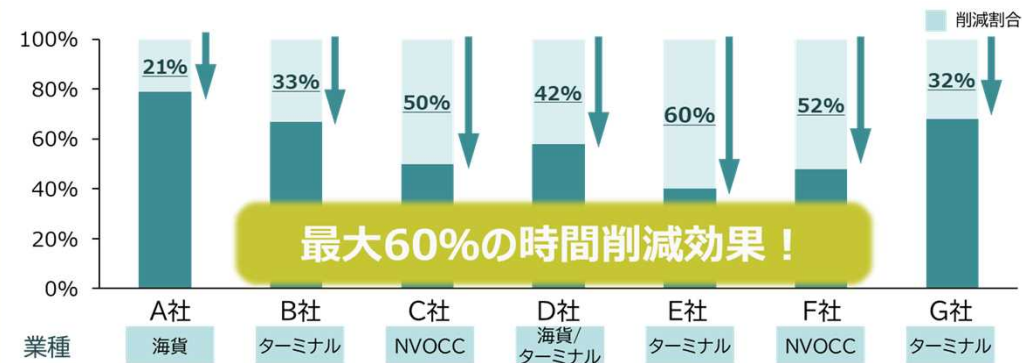
- 港湾の物流手続や行政手続は未だ紙、FAX、メールが主流
- インフラ情報も各種DBが連携されておらず、非効率
- 個別の電子化は進められているが、全体最適化が図られていない

## 改正内容

港湾局が構築を進める情報プラットフォーム「サイバーポート」を、国土交通大臣が設置する電子情報処理組織として位置づけ、物流手続の電子化やインフラ情報の一元化など、港湾の電子化を強力に推進。



API連携を行った事業者における港湾物流手続の時間削減効果



⇒ 情報技術を活用した港湾の生産性向上をはかり、国際競争力の強化や災害対応力の向上につなげる

- 港湾法の施行(令和5年10月予定)に向けて、省令に「港湾施設等情報」及び「使用料」について新たに定める必要あり。
- この省令改正に併せて、港湾台帳をサイバーポート(港湾インフラ分野)上で閲覧可能とする条文も新設予定。

## 港湾法改正箇所 (インフラ部分抜粋)

(電子情報処理組織の設置及び管理等)

第四十八条の四 国土交通大臣は、次に掲げる電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

一～四 (略)

五 港湾施設の位置、種類及び構造に関する情報その他の港湾の開発、保全及び管理に必要な情報であって国土交通省令で定めるもの(以下この条において「港湾施設等情報」という。)の収集、整理及び提供により港湾の開発、保全及び管理を効率的に実施するためのもの

2 (前略) 同項第五号の電子情報処理組織による港湾施設等情報の提供を受ける者(国及び港湾管理者を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、その使用料を負担しなければならない。

3～6 (略)

## 省令改正イメージ (インフラ部分抜粋)

第〇条 港湾施設等情報は、次に掲げるものとする。

一 開発に活用される測量データ等の情報、港湾の保全・管理に活用される点検診断結果、維持管理計画等の情報

二 ほか、国土交通大臣又は港湾管理者が必要と認めるもの

第〇条 使用料は、電子情報処理組織の設置・管理費用を基礎として、使用状況を勘案して告示で定める額とする。

第十四条 港湾台帳は、帳簿及び図面をもつて組成するものとする。

(中略)

第十四条の二 港湾管理者は、港湾台帳をその事務所に備えておき、その閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

※港湾台帳をサイバーポート上で閲覧可能とするため、上記規定の一部改正又は条項追加を検討。

## 2. 第1回進捗管理WG(R4.6.15)での意見と対応方針案①

No.	項目	主な意見	対応方針案
1	費用負担	港湾管理者の費用負担について、負担方法等の詳細を教えてください。	直轄事業の港湾管理者負担金の拠出という形で負担いただいております。今後も同様の方法で負担していただく予定です。
		将来的なシステム運用について、システム管理や図面更新など、港湾管理者の負担だけでの実施は難しいから支援を検討いただきたい。	第一次運用開始後の状況からシステム管理の効率化について検討するとともに、軽微な変更は運営の中で対応することを検討しています。
		関係業界団体の利用負担はどのようになるのか。	関係業界団体は会社単位で利用登録をして利用料を負担いただく予定ですが、当面は無償の予定です。
		運用費用について、全体で発生する利益と各港湾管理者や一般利用者が利益を受ける方がいることを考慮し検討いただきたい。	システム運用費用の港湾管理者の負担金については、運営の効率化に努めるとともに、過度な負担とならないよう設定いたします。
		システム運用の費用負担について、港湾管理者としてある程度利益を受けるものとして理解はしているものの、港湾管理者の過度な負担にならないようにしていただきたい。	
2	災害対応	災害時の本省報告などの関係業務について、災害関係部署との調整はできているのか。	災害関係部署と調整し、災害時の報告業務等について、より迅速化・省力化を図るシステムを構築しています。
		災害時の初動は迅速に、正確に情報伝達を行う必要があり、運用開始は早期が望ましいものの、災害時の運用については訓練での活用も踏まえるなど、段階を踏んで検討いただきたい。	港湾管理者まで含めて防災情報サブシステムの運用を開始する際には、当該システムを用いた訓練を行うなどしていく予定です。また、防災情報サブシステムは令和5年度中に直轄を対象にして稼働予定であり、令和6年度以降、段階的に対象者を拡大していきます。
3	アクセス権限	「利用者」に任意のアクセス権を許容するのか。	無登録でサイバーポート(港湾インフラ分野)を利用する利用者は、一般利用者としてアクセス制御されます。 【3-2.アクセス権限参照】
		民間の港湾施設を管理している民間事業者は「登録事業者」になり得るが閲覧権限しか付与されていない。編集権限も必要ではないか。	民間施設の管理者に対しては、自ら管理する施設の情報については編集権限を付与する予定です。 3-2. アクセス権限に「民間管理者」を追加しました。

## 2. 第1回進捗管理WG(R4.6.15)での意見と対応方針案②

No.	項目	主な意見	対応方針案
3	アクセス権限	受注者への編集権限の付与は、システム管理者ではなく港湾管理者が設定するようにするのが好ましい。	発注者(国・港湾管理者)に、自らの組織内の職員や受注者に対して、編集権限を有したIDの付与を行える機能を実装します。
		「受注者」「登録利用者」「一般利用者」で分かれているが、あまり差が感じられない。コンサルが業務受注するとき、サイバーポートを通じて情報をやり取りできれば、業務の効率化につながると考えている。そのような観点でも検討いただきたい。	「受注者」「登録利用者」「一般利用者」それぞれの用途に合わせたアクセス権の設定をいたします。 コンサルタント等が受注された際、サイバーポートを通じて資料を貸与できるアクセス権の設定を予定しており、業務の効率化につながると考えています。【3-2.アクセス権限参照】
		業界団体向けにアクセス権を作っていたら、その権限である程度の情報が見られるようにするなどの整理があるとありがたい。	会社単位でアクセス権を付与することとしており、登録していただければ、直轄の電子成果物・維持管理情報の一部についても閲覧できるようになります。
4	CADデータ形式	GISから入出力される図面のCAD形式について、DWGも採用いただきたい。	第一次運用時には施設位置図はshape、港湾計画図はP21及びDWGで出力可能となります。【P22参照】
		図面の更新頻度の目安をご提示いただきたい。	埋立竣工や港湾計画の改訂等、更新の必要性が生じた都度、速やかに更新いただきたいと考えています。
5	利用サポート	システムの機能について各種追加されており、有効活用しやすい一方で、使いやすさの観点では複雑になりがちな印象があるから、マニュアルの作成や研修の実施など、随時取り組んでいただきたい。	第一次運用開始までに、マニュアルを作成し配布、令和5年3月に操作説明会を実施する予定です。また、ヘルプデスクを設け、各種問い合わせに対応できる体制を整える予定です。
		アセットマネジメント手法等を検討したい場合、システム管理者とコミュニケーションが取れるような会議室のようなものがあれば便利。	

## 2. 第1回進捗管理WG(R4.6.15)での意見と対応方針案③

No.	項目	主な意見	対応方針案
6	タブレット	定期点検の診断を外部で行う機能について、外部で入力する場合誤入力起きる可能性があるから、一時保存等が考えられる。編集・入力完了が分かるような機能が良かった方がよい。	令和5年度の実装に向けて、編集中・入力完了など、保存情報の状態が分かる機能を検討します。
		移動端末からの点検結果、施設情報を登録する機能に関しては、サイバーポートに実装する利点を整理いただきたい。	点検時は、点検結果を一度別の様式等へ書き写し、それを維持管理情報DBへ登録することとなりますが、移動端末から直接登録できることで、別の様式等へ書き写す作業が省略されます。 また、点検業務を実施している港湾管理者からは、本機能の早期実装要望もあります。
7	その他	港湾管理者等が提供したデータについて、国が管理することによって責任が曖昧になることも想定される。そのあたりの権限管理についても、今後検討していく必要がある。	港湾管理者等が提供したデータについて、最初は国において登録等を行います。データのオーナーはあくまで港湾管理者等であるものと考えており、運用段階の対応について、データの更新性や最新化が図られるよう、データの更新依頼をさせていただくので、ご協力をお願いします。
		内部システムと外部システムについて、サイバーポートの中にある情報はもちろんだが、外部のクラウド上にあるシステムはサイバーポートで管理するのか、もしくは外部システムとして管理していくのか、改めて定義を踏まえて整理いただきたい。	サイバーポートでは、サイバーポートで保持する施設位置図等の情報は管理しますが、外部のクラウド上にあるシステムは管理しません。

## 3. 第一次運用内容

### 0: 対象港湾

プロトタイプ10港(苫小牧、横浜、新潟、清水、神戸、和歌山下津、広島、高知、北九州、下関)

### 1: ユーザ認証アクセス制御機能

設定したアクセス権限に基づき、利用者毎に閲覧・編集機能を制御可能

(利用者種別: 本省、地整、港空研、港湾管理者、受注者、民間管理者、登録利用者、一般利用者)

### 2: GIS機能

港湾区域、施設の配置、港湾計画図などを地図上に表示でき、施設をクリックすると維持管理情報DB等から取得した属性情報を表示可能

### 3: 情報連携機能

サイバーポートから維持管理情報DBとリアルタイムの連携ができるようになり、維持管理情報DBの更新内容を即時反映、その場で更新内容を確認可能

また、サイバーポートから電子納品物保管管理システムに登録されている設計データや完成図等を閲覧可能

### 4: 絞り込み検索機能

検索条件に合致した施設の一覧を出力可能、また、その施設の一覧を地図上へ表示可能

### 5: 集計・統計(ダッシュボード)機能

維持管理情報DB等の各種データを任意条件設定により集計し、グラフ表示可能

### 6: 外部データ連携

外部システム(海しる)とのデータ連携によりデータを取得し表示可能

### 7: 図面データ入出力機能

CAD図等で作成された施設位置図、港湾計画図をサイバーポートに取り込むことで、各種図面の更新が可能

1に基づき制御



# 3-1. 第一次運用時に利用できる機能

- サイバーポート(港湾インフラ分野)で有する全機能の画面イメージは以下のとおり。
- 赤線で囲まれた機能が、令和4年度に新規構築し、実装した機能。

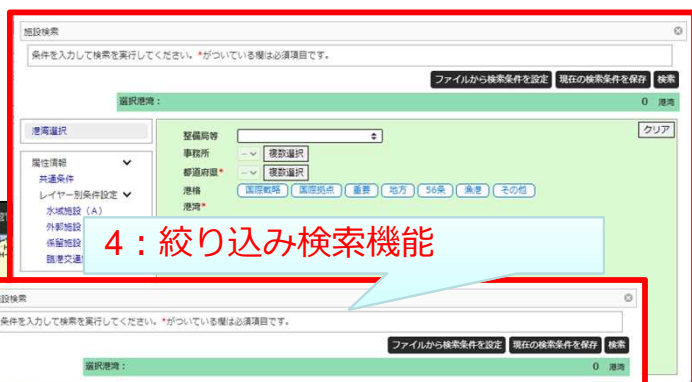


1: ユーザ認証アクセス制御機能

※赤字…令和4年度開発



7: 図面データ入出力機能

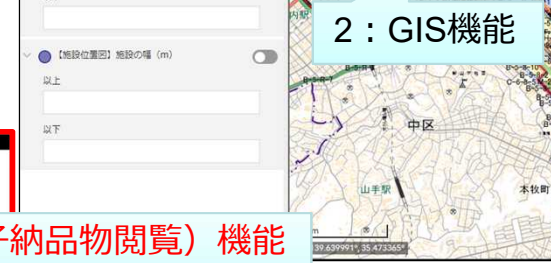


4: 絞り込み検索機能

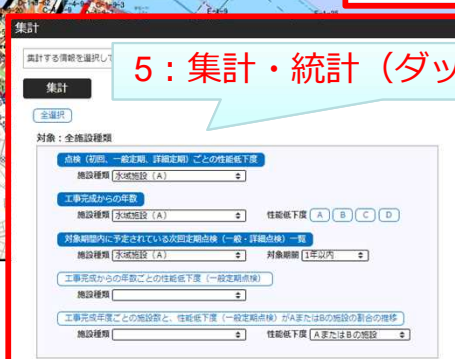
3: 情報連携(維持管理DB更新)機能



4: 絞り込み機能

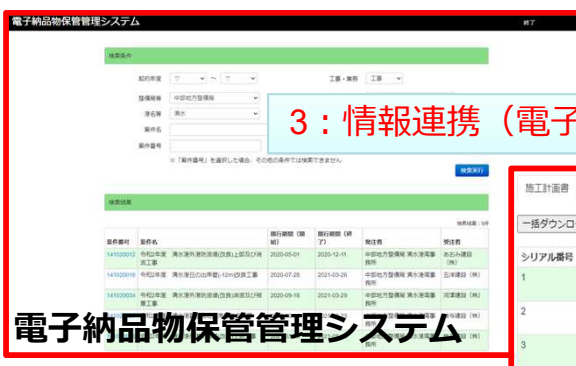


2: GIS機能

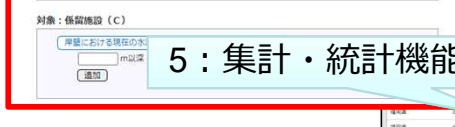


5: 集計・統計(ダッシュボード)機能

3: 情報連携(電子納品物閲覧)機能



シリアル番号	施工計画書名称	オリジナルファイル内容	施工計画書オリジナルファイル
1	施工計画書	電子帳票の権 施工計画書	電子帳票の権【PLA01_01.PDF】 施工計画書【PLA01_02.PDF】
2	施工計画書(第1回変更)	電子帳票の権 20200626 施工計画書(第1回変更)	電子帳票の権【PLA02_01.PDF】 20200626 施工計画書(第1回変更)【PLA02_02.PDF】
3	施工計画書(第2回変更)	電子帳票の権 20200824 施工計画書(第2回変更)	電子帳票の権【PLA03_01.PDF】 20200824 施工計画書(第2回変更)【PLA03_02.PDF】



5: 集計・統計機能



ダッシュボード

- サイバーポート(港湾インフラ分野)へのログインについては、ログイン画面にて入力されたユーザID及びパスワードにより、利用可否を判断する。

## <トップページ画面>



### ユーザ認証及びアクセス制御機能

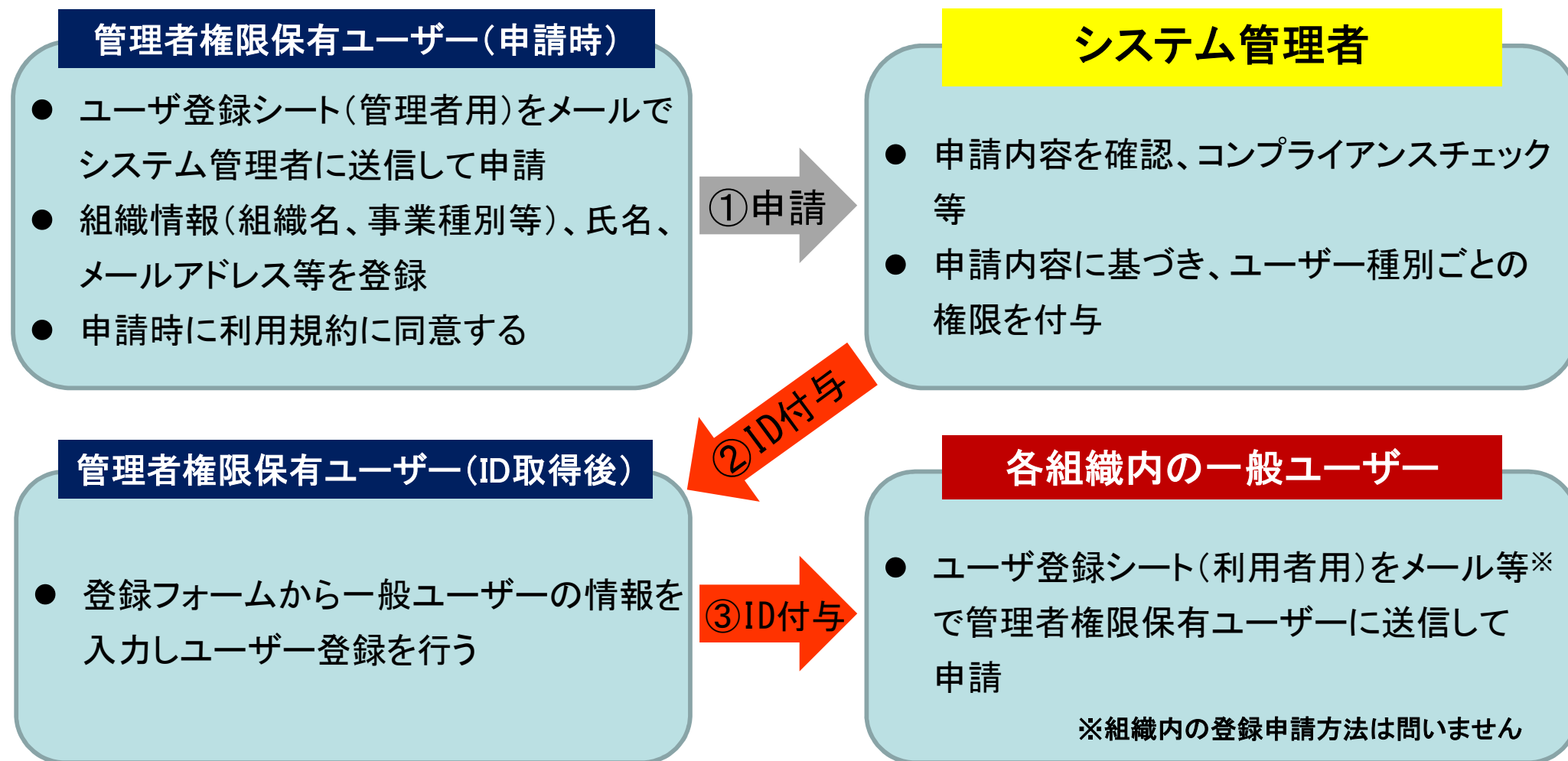
サイバーポート(インフラ分野)へのログイン認証を行う。入力されたユーザに設定したアクセス権限に基づき、利用者毎に閲覧・編集機能を制御する。

## <ログイン画面>



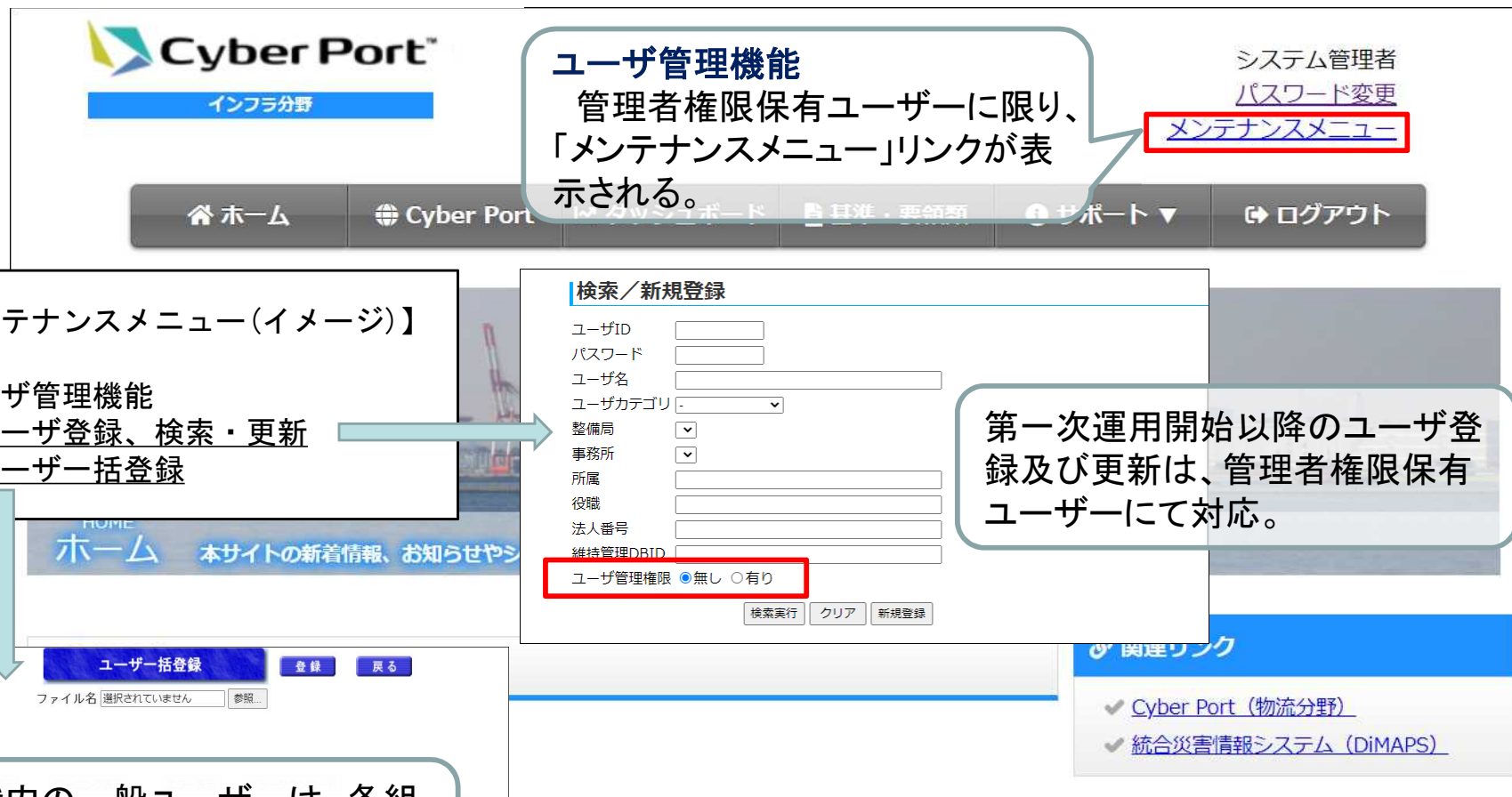
# 第一次運用版機能(利用登録の流れ)

- ① 各組織において、管理者権限保有ユーザー(組織内の職員に対してIDを発行できるユーザー)となる者が、システム管理者に対して利用申請を行う。
- ② システム管理者は、申請情報に基づき、ユーザー種別ごとの権限を有したIDを付与する。
- ③ 各組織は管理者権限保有ユーザーを1名以上配置し、一般ユーザーへのID付与は管理者権限保有ユーザーが行う。



- 管理者権限保有ユーザーは、ログインユーザの登録及び更新を行うことが可能。
- 本機能は、管理者権限保有ユーザーのみ利用可能。

## <トップページ ログイン完了後画面>



**ユーザ管理機能**  
管理者権限保有ユーザーに限り、「メンテナンスメニュー」リンクが表示される。

システム管理者  
パスワード変更  
[メンテナンスメニュー](#)

ホーム Cyber Port 検索/新規登録 サポート ログアウト

**【メンテナンスメニュー(イメージ)】**

- ユーザ管理機能
  - ・ [ユーザ登録、検索・更新](#)
  - ・ [ユーザー一括登録](#)

検索/新規登録

ユーザID   
パスワード   
ユーザ名   
ユーザカテゴリ   
整備局   
事務所   
所属   
役職   
法人番号   
維持管理DRID   
ユーザ管理権限  無し  有り

検索実行 クリア 新規登録

第一次運用開始以降のユーザ登録及び更新は、管理者権限保有ユーザーにて対応。

管理リンク

- ✓ [Cyber Port \(物流分野\)](#)
- ✓ [統合災害情報システム \(DiMAPS\)](#)

各組織内の一般ユーザーは、各組織の管理者権限保有ユーザーにて一括登録を行う。

ユーザID	ユーザ名	ユーザカテゴリ	整備局	事務所	所属	役職	法人番号	維持管理DRID	ユーザ管理権限
0001	0001	0001	0001	0001	0001	0001	0001	0001	0001
0002	0002	0002	0002	0002	0002	0002	0002	0002	0002
0003	0003	0003	0003	0003	0003	0003	0003	0003	0003

- ベースマップは複数の地図から選択可能。
- 地図の選択は、全ユーザが利用可能。

## <第一次運用版表示画面>



The screenshot displays the 'Cyber Port (インフラ分野)' GIS interface. The main map shows Japan with various cities and islands labeled. A search bar at the top contains '住所または場所'. On the left, a 'ベースマップ' (Base Map) menu is open, showing a grid of icons for different map styles: 標準地図 (Standard Map), 写真 (Satellite), 白地図 (White Map), 淡色地図 (Light Map), 色別標高図 (Color-coded Elevation Map), and English. A callout box points to the menu with the text: '背景地図選択機能 クリックし、表示する任意のベースマップを選択可能。' (Background map selection function. Click to select any base map to be displayed.)

# 第一次運用版機能(GIS機能:画層(レイヤー)表示)①

- GIS画面上では施設位置図などの画層(レイヤー)が表示可能。
- 施設位置図は全ユーザが閲覧可能だが、アクセス権限により属性情報表示に一部制限がある。

## <第一次運用版表示画面 : 清水港 拡大>

The screenshot displays the Cyber Port GIS interface. The top navigation bar includes the logo, version 0.1.15, and a search bar. The left sidebar shows a 'レイヤーリスト' (Layer List) with four items: '施設位置図' (checked), '港湾計画図', '区域平面図', and '海しる (海上保安庁)'. A red box highlights the layer selection icon in the top toolbar. A callout box points to the '施設位置図' layer, stating: '画層(レイヤー)選択機能 画層選択(クリック)により、港湾台帳の施設位置図を表示する。' (Layer selection function: By clicking the layer, the facility location map from the port ledger is displayed).

The main map area shows a detailed view of a port area with various facility locations labeled with alphanumeric codes. A popup window titled '船舶役務施設 (I)' is open, displaying the following information:

【施設基本情報】	
県名	静岡県
港湾名	清水
港格	国際地点
地区名	日の出
施設種類名1	役務施設 (イ) 給水、給油等施設
施設種類名2	給水
施設番号	I-1-16
施設名称	給水性
管理者区分名	都道府県 (港湾管理者)
管理者名	静岡県
設置者区分名	都道府県 (港湾管理者)

A second callout box points to the popup window, stating: '属性情報表示機能 施設選択(クリック)により、対象施設の属性データを維持管理情報DBから取得し表示する。' (Attribute information display function: By clicking the facility, the attribute data of the target facility is retrieved from the maintenance information DB and displayed).

At the bottom left, a red dashed box labeled '<拡大図>' (Zoomed view) shows a smaller version of the interface with the same layer list and toolbar. A red box at the bottom right highlights the text '施設位置図 (港湾台帳)' (Facility location map (Port Ledger)).

# 第一次運用版機能(GIS機能:画層(レイヤー)表示)②

- GIS画面上では港湾計画図などの画層(レイヤー)が表示可能。
- GIS画面上で表示可能な画層(レイヤー)のうち、港湾計画図は全ユーザが閲覧可能。

## <第一次運用版表示画面：清水港 拡大>

**画層(レイヤー)選択機能**  
画層選択(クリック)により、  
港湾計画図を表示する。

<拡大図>

可能な限り、「港湾計画図作成ガイドライン」の凡例に準拠した表示。

**港湾計画図**

# 第一次運用版機能(情報連携機能)

- サイバーポート(港湾インフラ分野)と情報連携を行うシステムは、維持管理情報DB及び電子納品物保管管理システムの2種類がある。
- 両システムとの連携は、アクセス権限により利用が制限される。利用権限を有しないユーザは、「維持管理リンク」「電子納品リンク」が非表示となる。また、リンク押下による各システムへの移行後の動作は、各システムで有するアクセス権限に依存する。

<第一次運用版表示画面：清水港 拡大>

※赤字…令和4年度開発

The screenshot displays the 'Cyber Port (インフラ分野)' interface with a map of Shimizu Port. Two main panels are highlighted with red boxes:

- 維持管理情報データベース (Maintenance Information DB):** Shows details for a facility at Shimizu Port, including its name, location, and construction specifications.
- 電子納品物保管管理システム (Electronic Delivery Management System):** Shows a list of delivery records with columns for serial number, name, and dates.

Two callout boxes describe the information linkage functions:

- 情報連携機能①:** サイバーポート(インフラ分野)から維持管理情報DBを起動し、情報の閲覧・更新が可能。 (From Cyber Port (Infra), activate the Maintenance Information DB to view and update information.)
- 情報連携機能②:** サイバーポート(インフラ分野)から電子納品物保管管理システムを起動し、納品物の閲覧が可能。 (From Cyber Port (Infra), activate the Electronic Delivery Management System to view deliveries.)

Buttons for '維持管理リンク' and '電子納品リンク' are visible on the map interface.



# 第一次運用版機能(絞り込み検索機能①)

- GIS画面上で表示されている各施設を対象として、「水深」「延長」「天端高」「施設の幅」の複合条件により、絞り込むことが可能。
- 本機能は、全ユーザが利用可能。

## <第一次運用版表示画面：清水港 拡大>

**絞り込み検索(フィルター)機能**  
項目(現時点で水深・延長、天板高・施設の幅)により地図上に表示される施設を表示・非表示制御可能。検索結果はCSVファイル出力可能。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
1	県名	港湾名	港格	地区名	施設種類名 1	施設種類名 2	施設記号	施設番号	施設名称
2	静岡県	清水	国際拠点	興津	水域施設 (口) 泊地及び船だまり	航路泊地	A-9	2	興津第1・第2地区泊地(-10m)
3	静岡県	清水	国際拠点	興津	水域施設 (口) 泊地及び船だまり	航路泊地	A-9	4	興津第2・袖師第1地区泊地(-12m)
4	静岡県	清水	国際拠点	興津	水域施設 (口) 泊地及び船だまり	航路泊地	A-9	5	興津第2地区泊地(-10m)
5	静岡県	清水	国際拠点	袖師	水域施設 (口) 泊地及び船だまり	航路泊地	A-9	6	袖師第1東地区泊地(-7.5m)
6	静岡県	清水	国際拠点	興津	水域施設 (口) 泊地及び船だまり	船だまり	A-8	1	興津船だまり
7	静岡県	清水	国際拠点	袖師	水域施設 (口) 泊地及び船だまり	船だまり	A-8	2	袖師第一船だまり

# 第一次運用版機能(絞り込み検索機能②)

- GIS画面上で表示されている各施設を対象として、「性能低下度」「工事完成年度からの年数」の各条件(追加可能)により、絞り込むことが可能。
- 本機能は、各利用者の権限に基づき利用可能。

## <第一次運用版表示画面：清水港 拡大>

**絞り込み検索(グループフィルター)機能**  
 項目(現時点で性能低下度・工事完成年度からの年数)により地図上に表示される施設を表示・非表示制御可能。検索結果はCSVファイル出力可能。

1	A	B	C	D	E	F	G	H	I
1	県名	港湾名	港格	地区名	施設種類名 1	施設種類名 2	施設記号	施設番号	施設名称
2	静岡県	清水	国際拠点	興津	水域施設 (□) 泊地及び船だまり	航路泊地	A-9	2	興津第1・第2地区泊地(-10m)
3	静岡県	清水	国際拠点	興津	水域施設 (□) 泊地及び船だまり	航路泊地	A-9	4	興津第2・袖師第1地区泊地(-12m)
4	静岡県	清水	国際拠点	興津	水域施設 (□) 泊地及び船だまり	航路泊地	A-9	5	興津第2地区泊地(-10m)

# 第一次運用版機能(絞り込み検索(施設検索)機能)

- 各施設を対象として、任意設定された検索条件による施設絞り込み機能を利用できる。(※検索条件設定画面はイメージであり、変更の可能性がある。)
- 本機能は、一般利用者を除くユーザが利用可能。

※赤字…令和4年度開発

## <第一次運用版表示画面：清水港 拡大>

**絞り込み検索(施設検索)機能**  
 港湾、共通情報、レイヤー別に設定された検索条件により地図上に表示される施設を表示・非表示制御可能。検索結果はCSVファイル出力可能。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
1	県名	港湾名	港格	地区名	施設種類名 1	施設種類名 2	施設記号	施設番号	施設名称
2	静岡県	清水	国際拠点	興津	水域施設 (口) 泊地及び船だまり	航路泊地	A-9	2	興津第1・第2地区泊地(-10m)
3	静岡県	清水	国際拠点	興津	水域施設 (口) 泊地及び船だまり	航路泊地	A-9	4	興津第2・袖師第1地区泊地(-12m)
4	静岡県	清水	国際拠点	興津	水域施設 (口) 泊地及び船だまり	航路泊地	A-9	5	興津第2地区泊地(-10m)

# 第一次運用版機能(集計・統計機能(任意設定条件))

- GIS画面上で表示されている各施設を対象として、集計画面でダッシュボードを表示することができ、任意の条件を設定することが可能。  
(※集計条件任意設定画面はイメージであり、変更の可能性がある。)
- 本機能は、受注者及び一般利用者を除くユーザが利用可能。

集計

集計する情報を選択して実行してください。

**集計**

全選択

対象：全施設種類

点検(初回、一般定期、詳細定期)ごとの性能低下度  
施設種類 水域施設(A)

工事完成からの年数  
施設種類 水域施設(A) 性能低下度 A B C D

対象期間内に予定されている次回定期点検(一般・詳細点検)一覧  
施設種類 水域施設(A) 対象期間 1年以内

工事完成からの年数ごとの性能低下度(一般定期点検)  
施設種類 水域施設(A)

工事完成年度ごとの施設数と、性能低下度(一般定期点検)がAまたはBの施設の割合の推移  
施設種類 水域施設(A) 性能低下度 AまたはBの施設

対象：係留施設(C)

岸壁における現在の水深ごとの性能低下度(一般定期点検)  
[ ] m以深 [ ] m未満 削除  
追加

※赤字…令和4年度開発

集計・統計対象の選択  
維持管理情報DB等に登録されている各種データを集計条件により、グラフ化して表示可能。

# 第一次運用版機能(集計・統計機能(ダッシュボード機能))

- 集計画面で設定したダッシュボードの種類、表示する条件による検索結果をグラフ表示することが可能。
- 本機能の利用可否は、集計・統計機能(任意設定条件)のアクセス権限に依存する。

※赤字…令和4年度開発

The screenshot displays the 'Cyber Port (インフラ分野) (管理者用)' interface, version 0.2.1. It features two main charts and a data table below them.

**Chart 1: 点検 (初回、一般定期、詳細定期) ごとの性能低下度**  
This stacked bar chart shows performance degradation levels (A, B, C, D) for three types of inspections: 初回点検 (Initial), 一般定期点検 (General Regular), and 詳細定期点検 (Detailed Regular). The x-axis represents the number of items, ranging from 0 to 100. The legend indicates A (orange), B (yellow), C (light green), and D (dark green).

点検種別	A	B	C	D
初回点検	537	808	1600	629
一般定期点検	510	1004	1834	897
詳細定期点検	70	127	188	55

**Chart 2: 工事完成からの年数ごとの性能低下度 (一般定期点検)**  
This stacked bar chart shows performance degradation levels (A, B, C, D) for general regular inspections, categorized by the number of years since completion: 31-40年, 21-30年, 11-20年, and 0-10年. The x-axis represents the number of items, ranging from 0 to 100. The legend indicates A (orange), B (yellow), C (light green), and D (dark green).

年数	A	B	C	D
31-40年	39	51	95	45
21-30年	21	77	116	52
11-20年	12	22	71	44
0-10年	4	6	22	15

**Table: 1年以内に予定されている次回定期点検 (一般・詳細点検) 一覧**  
This table lists upcoming regular inspections within one year. The columns include 都道府県名 (Prefecture), 港湾名 (Port Name), 施設番号 (Facility Number), 予定内容 (Scheduled Content), 予定年月 (Scheduled Year/Month), 施設名称 (Facility Name), 性能低下度 (Performance Degradation Level), and 施設区分 (Facility Category). A red box highlights the '施設名称' column header.

都道府県名	港湾名	施設番号	予定内容	予定年月	施設名称	性能低下度	施設区分
山口県	下関	F-5-15	詳細定期点検	2023年11月		未評価	補助施設
静岡県	清水	C-1-5	詳細定期点検	2023年--月		A	国有施設
新潟県	新潟	C-1-28イ	一般定期点検	2023年06月		未評価	補助施設
福岡県	北九州	C-1-10P	一般定期点検	2023年01月	太刀浦7号岸壁	C	国有施設
静岡県	清水	B-1-2	詳細定期点検	2023年--月	三保防波堤	B	国有施設
福岡県	北九州	C-1-147P	一般定期点検	2023年03月	新門司北8号岸壁	B	国有施設
北海道	苫小牧	C-4-05	詳細定期点検	2023年07月	出光専用棧橋4号	未評価	単独施設
福岡県	北九州	H-6-K1	詳細定期点検	2023年04月	濃硫酸タンク (T-801)	未評価	単独施設
福岡県	北九州	F-5-46P	詳細定期点検	2023年03月	日明東3号上屋	C	単独施設
福岡県	北九州	B-1-20P	一般定期点検	2023年09月	日明北防波堤	B	単独施設

集計・統計結果の表示  
▶により、他の集計・統計結果グラフを表示。

表示順の変更  
各表示項目の昇順・降順並び替えが可能。

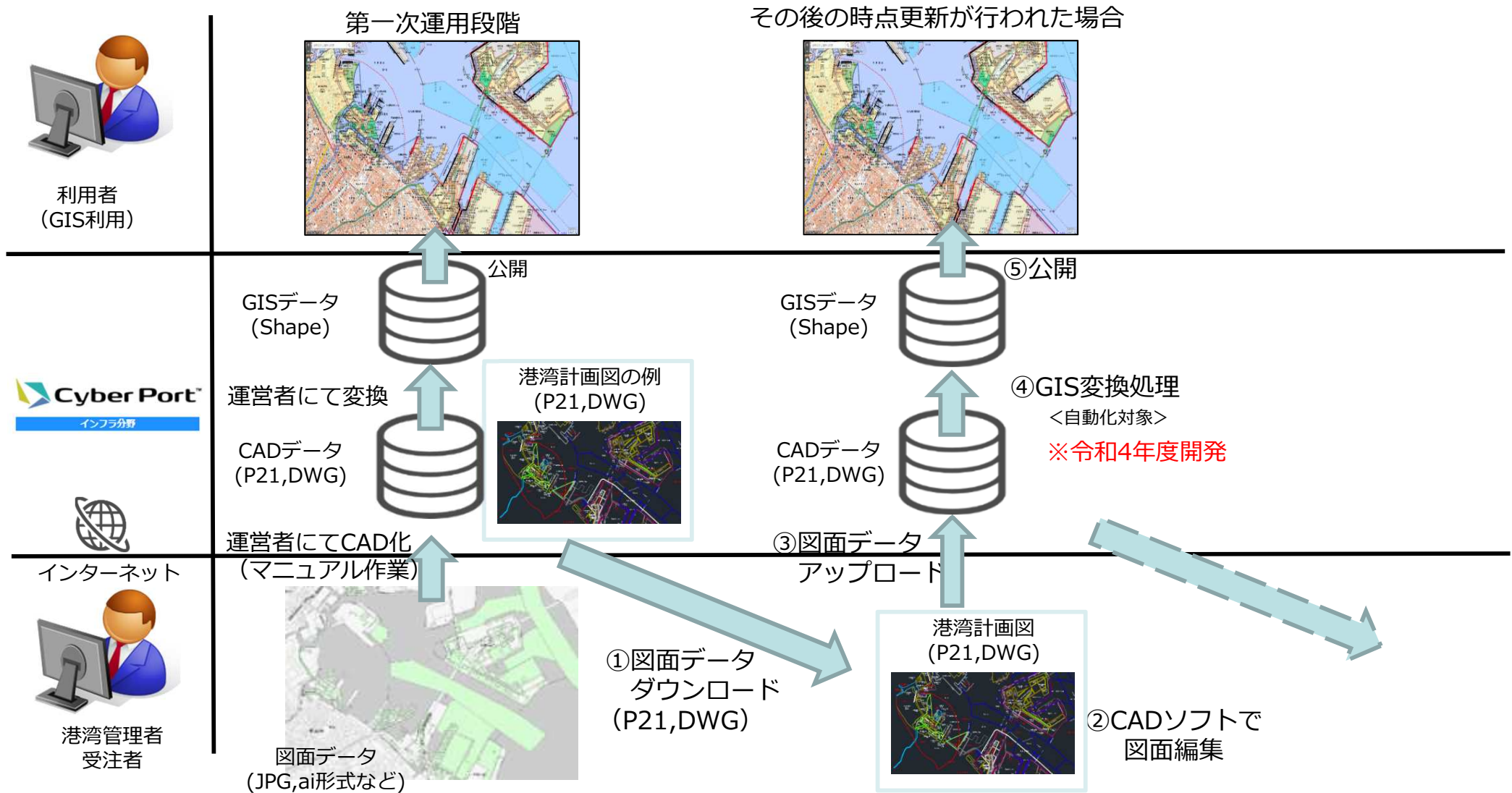
# 第一次運用版機能(外部連携機能)

- GIS画面上では外部データである海しるを表示可能。令和5年度以降、気象庁提供情報やボーリング情報等を連携し表示する予定。
- 本機能は、全ユーザが利用可能。



# 第一次運用版機能(図面データ入出力機能)

- サイバーポート(港湾インフラ分野)から、港湾計画図を港湾単位でダウンロードし、更新した最新版をサイバーポート(インフラ分野)に反映させることが可能(下図①~⑤)。
- 本機能は、港湾管理者及び受注者のみ利用可能。



施設位置図 (Shapeファイル) の編集には専用のソフトが必要なため、令和5年度は暫定措置として、施設位置図、港湾計画図に変更があった場合の図の更新はシステム管理者で行う予定。

# 3-2. アクセス権限(第一次運用開始時点)

サイバーポート(港湾インフラ分野)アクセス権限(案)

大分類	中分類	小分類	システム管理者	本省国総研	各地方整備局等		港空研	港湾管理者		民間管理者	受注者	登録利用者	一般利用者	備考		
			全データ	全データ	管理データ	非管理データ	全データ	管理データ	非管理データ	管理データ	委任データ	非管理データ	非管理データ			
アクセス対象			r	w	r	w	r	w	r	w	r	w	r	w	r	w
権限区分			r	w	r	w	r	w	r	w	r	w	r	w	r	w
GIS施設情報 (レイヤー)	港湾計画図	計画/既設：水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、土地造成および土地利用等 港湾の効率的な運営に関する事項：臨海部物流拠点の形成を図る区域、外航旅客の良好な受入環境を形成する区域														
	港湾台帳施設位置図	施設位置図(水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等)								▲			▲		▲	
	港湾台帳区域平面図	港湾、港湾区域界、港域界								▲			▲		▲	
GIS属性情報 (GIS上に文字形式で表示される情報)	港湾台帳	基本情報、諸元情報								▲※1			▲※1		▲※1	
	管理台帳(国有港湾)	総括表、施設細目表														
	維持管理	性能低下度								※2			※2		※2,7	
リンク先の情報	維持管理情報DB	維持管理区分情報、維持管理計画情報、点検診断情報、補修工事情報、予防保全計画情報								※1,2		※1,2,3	※3			
ファイル形式情報 (GIS上にファイル形式で表示される情報)	港湾計画	港湾計画書、港湾計画図										※4	※4			
	港湾台帳(帳簿)	港湾管理者の名称・港湾区域等、港湾における潮位、港湾に関する条例・規則等								▲		※4	※4	▲		
	港湾台帳(図面)	施設断面図								▲		※4	※4	▲		
	管理台帳(国有港湾)(図面)	位置図、実測平面図、構造図														
	電子納品(直轄のみ)	業務成果品(設計図等)、工事成果品(完成図等)						※6		※6		※5	※6			
集計・統計情報 (ダッシュボード)	性能低下度、工事完成からの年数、次回定期点検															
外部システム	海しる(海上保安庁)	港湾、等深線、潮流推算、潮汐推算、水路通報・航行警報														

凡例 ▲：港湾管理者が正当な理由で閲覧不可とする施設等は不可

港湾台帳に「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律」第29条2項に定められる埠頭保安設備(フェンスや監視カメラ等のSOLAS施設)が掲載されていても当該施設はサイバーポート上に表示しない。個人情報等の掲載に不適切な情報は、サイバーポート上に表示しない。



## 3-2. アクセス権限(第一次運用開始時点)

(ポイント)

- GIS上にレイヤー、文字形式で表示される港湾計画、港湾台帳の情報は全ての利用者が閲覧可能
- 維持管理に係る情報の閲覧可能範囲は以下のとおり。
  - 性能低下度（A、B、C、D）は各利用者の権限に基づき閲覧可能
  - 維持管理計画書、点検診断報告書及びそれらに記載のある情報は、登録利用者・一般利用者以外の利用者が閲覧可能（登録利用者については令和5年度に一部利用可とする予定）
- 電子納品物に係る情報の閲覧可能範囲は以下のとおり
  - 直轄の電子納品物のみが対象
  - 図面に分類されている電子納品物は、一般利用者以外の利用者が閲覧可能
- 港湾管理者の協定データの取りやめ
  - 第1次運用時点では、アクセス対象として「港湾管理者の協定データ」の考え方は採らない。
- 民間施設の管理者を追加
  - 民間の港湾施設を管理している民間事業者編集権限が必要なため追加
- 第一次運用時に登録利用者としてユーザー登録できる者は以下のとおり。
  - 予算決算及び会計令に基づく、工事・建設コンサルタント業務等（港湾・空港関係に限る）の一般（指名）競争入参加資格を有する者
  - 地方自治法施行令の規定による一般競争参加資格を有する者のうち港湾・空港関係の工事等の資格を有する者
  - 学校教育法に規定する大学・高等専門学校
  - 独立行政法人通則法に規定する国立研究開発法人

## 3-2. アクセス権限(各利用者が利用可能な内容詳細①)

○ 各利用者が、サイバーポート(港湾インフラ分野)で出来る内容を示す。なお、赤字については、一部制限がある事を表している。なお、今後、各利用者で出来る内容が変更となる場合がある。

### 港湾計画図関連

凡例:◎(利用・登録更新可)、○(利用可)、×(不可)

項番	内容	本省 国総研	地整等	港空研	港湾 管理者	民間管 理者	受注者	登録 利用者	一般 利用者
1	港湾計画図の画層をGIS画面に表示する。画層は、以下の通り。 ①計画、②既設(既設・工事中)、③港湾の環境の整備及び保全、④港湾の効率的な運営に関する事項、⑤その他事項、⑥区域	○	○	○	○	○	○	○	○
2	港湾計画図(CAD)をダウンロード/アップロードする。	×	×	×	◎	×	◎	×	×

### 施設位置図関連

凡例:◎(利用・登録更新可)、○(利用可)、×(不可)

項番	内容	本省 国総研	地整等	港空研	港湾 管理者	民間管 理者	受注者	登録 利用者	一般 利用者
1	施設位置図の画層をGIS画面に、以下の画層を表示する。 ①水域施設、②外郭施設、③係留施設、④臨港交通施設、⑤航行補助施設、⑥荷さばき施設他、⑦旅客施設他、⑧保管施設、⑨船舶役務用施設他、⑩港湾公害防止施設、⑪マリーナ及びPBS、⑫廃棄物処理施設他、⑬港湾環境整備施設、⑭港湾厚生施設、⑮港湾管理施設他	○	○	○	○	○	○	○	○
2	施設位置図上の施設選択時に表示されるポップアップに施設断面図を表示(ダウンロード)するリンクを表示する。(断面図の入替え等の更新は、維持管理情報DBで行う。)	○	○	○	○	○	○	○	×
3	検索条件を設定し、対象施設を検索する。(ただし、非開示データは検索対象外)	○	○	○	○	○	○	○	×
4	施設位置図(shape)をダウンロードまたはアップロードする。	×	×	×	◎	×	◎	×	×

## 3-2. アクセス権限(各利用者が利用可能な内容詳細②)

### 電子納品関連

凡例:◎(利用・登録更新可)、○(利用可)、×(不可) ※赤字...制限事項有り

項番	内容	本省 国総研	地整等	港空研	港湾 管理者	民間管 理者	受注者	登録 利用者	一般 利用者
1	施設位置図上の施設選択時に表示されるポップアップに電子納品リンクを表示し、電子納品物保管管理システムへ遷移する。(遷移後のアクセス制限は、電子納品物保管管理システムのユーザ権限に依存する。)	○	◎	○ 図面のみ可	○	×	○ 貸与データのみ可	○ 図面のみ可	×

### 維持管理関連

凡例:◎(利用・登録更新可)、○(利用可)、×(不可) ※赤字...制限事項有り

項番	内容	本省 国総研	地整等	港空研	港湾 管理者	民間管 理者	受注者	登録 利用者	一般 利用者
1	施設位置図上の施設選択時に、維持管理情報DBで保有する基本情報と諸元情報をポップアップで表示する。	○	○	○	○	○	○	○ 事業費等の情報は不可	○ 性能低下度は-7.5m以深の係留施設に限る
2	施設位置図上の施設選択時に表示されるポップアップに維持管理リンクを表示し、維持管理情報DBへ遷移する。(遷移後のアクセス制限は、維持管理情報DBのユーザ権限に依存する。)	○	◎	○	◎ 編集は所管する施設のみ	◎	◎ 受注案件のみ	× R5dに一部利用可とする予定	×

## 3-2. アクセス権限(各利用者が利用可能な内容詳細③)

### 区域平面図関連

凡例:◎(利用・登録更新可)、○(利用可)、×(不可)

項番	内容	本省 国総研	地整 等	港空 研	港湾 管理者	民間 管理者	受注 者	登録 利用者	一般 利用者
1	国土数値情報ダウンロードサービスより取得した国土数値情報(以下①~④)をGIS画面に表示する。①港湾、②港湾区域界、③港域界、④海岸保全区域	○	○	○	○	○	○	○	○
2	港アイコン(錨マーク)施設選択時に、国土数値情報をポップアップで表示する。	○	○	○	○	○	○	○	○
3	港アイコン(錨マーク)施設選択時に表示されるポップアップに港湾計画書・港湾計画図を表示(ダウンロード)するリンクを表示する。	○	○	○	○	○	○	○	×
4	港アイコン(錨マーク)施設選択時に表示されるポップアップに「港湾管理者の名称・港湾区域等」、「港湾における潮位」、「港湾に関する条例・規則等」を表示(ダウンロード)するリンクを表示する。	○	○	○	○	○	○	○	×

## 3-2. アクセス権限(各利用者が利用可能な内容詳細④)

### 集計・統計(ダッシュボード)関連

凡例:○(利用可)、×(不可)

項番	内容	本省 国総研	地整等	港空研	港湾 管理者	民間管 理者	受注者	登録 利用者	一般 利用者
1	集計画面で表示するダッシュボードの種類と表示する条件を設定し、集計結果をグラフで表示する。 表示可能な情報は以下の通り。 ①点検(初回、一般定期、詳細定期)ごとの性能低下度 ②工事完成からの年数 ③対象期間内(任意設定可)に予定されている次回定期点検(一般・詳細点検)一覧 ④工事完成からの年数ごとの性能低下度(一般定期点検) ⑤工事完成年度ごとの施設数と、性能低下度(一般定期点検)がAまたはB(任意設定可)の施設の割合の推移 ⑥岸壁における現在の水深ごと(任意設定可)の性能低下度(一般定期点検)	○	○	○	○	×	×	○	×

### 外部データ連携(海しる)関連

凡例:○(利用可)、×(不可)

項番	内容	本省 国総研	地整等	港空研	港湾 管理者	民間管 理者	受注者	登録 利用者	一般 利用者
1	海上保安庁提供の海しるデータをGIS画面に表示する。画層は、以下の通り。 ①港湾、②等深線、③潮流推算[リンク]、④潮汐推算[リンク]、 ⑤水路通報・航行警告[リンク]、⑥共同漁業権、⑦定置漁業権、 ⑧区画漁業権、⑨漁港区域	○	○	○	○	○	○	○	○
2	画面クリック時に、海しるで保有する情報をポップアップで表示する。(潮流推算[リンク]、潮汐推算[リンク]、水路通報・航行警告[リンク]の各画層を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○

## 3-3. セキュリティ対策

### ○ 様々な時点において、多角的なセキュリティ対策を実施

構築時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JPCERT ルールレビュー等のセキュアコーディングを実施 (IPA「安全なウェブサイトの作り方」等を参照)</li> <li>・マネージド環境の採用・静的コード解析の実施 例) マネージドDBのAurora使用、静的解析ツールによるチェックを実施。</li> <li>・証跡管理機能の具備 例) アクセス履歴、更新履歴等を保存</li> </ul>
公開時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部ツールなどによるセキュリティチェックの実施</li> </ul>
運用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期JVN確認・ペネトレーションテスト実施</li> <li>・ウィルスなどの侵入検知機能の運用</li> <li>・CSIRT体制の構築→体制等について文書化することを想定</li> </ul>

#### 例1) ユーザ認証、ID/パスワードの取扱い

- ・ユーザ認証に二要素認証を使用可能なので、より高い安全性を確保
- ・ユーザ情報等の個人情報保護は保護された領域での保存・取り扱いによる漏洩対策を実施
- ・パスワードはハッシュ化による保持で、より高い安全性と、漏洩対策を実施

#### 例2) 証跡管理機能について

- ・利用者の操作を管理(記録)することにより、インシデント発生に備えた対策(対応)を実施

#### 例3) 脆弱性診断について

- ・AWSのサービス(Amazon Inspector等)を利用して、定期的な対応を実施

## 3-4. 利用規約

○ 利用規約の特徴と主な条項は以下のとおり。

### <特徴>

- クローズド（※要利用登録）なプラットフォーム（ただし、一部の港湾施設等情報は、利用登録なしで利用可能）。
- サイバーポートはプラットフォームであり、データ提供者とデータ利用者が共にサイバーポートのサービス利用者となる。

### <主な条項>

#### ○ 利用契約の成立（利用登録）

→ 利用希望者が利用申込みを行い、運営管理者が個別に承諾することにより契約成立。

#### ○ 利用料金及び納付方法

→ サービス利用者は、「利用料細則」で別途定める利用料を、同「利用料細則」で定める納付方法により納付。ただし、「利用料細則」を定めて通知するまでの間、利用料は無償。

#### ○ 第三者の利用

→ サービス利用者は、自己以外の者に利用させることはできない。

#### ○ データ利用者の利用条件

→ データ利用者は、提供データを、クリエイティブ・コモンズ表示4.0国際に従って利用可能。

#### ○ 非保証、免責

→ 運営管理者は、本規約で特別に定める場合を除き、いかなる保証も行わない。

#### ○ 個人情報の保護

→ 運営管理者は、「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとする。

# 4. 今後のスケジュール

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
プロトタイプ10港： 苫小牧、横浜、新潟、清水、神戸、 和歌山下津、広島、高知、北九州、下関		第一次運用 ● 省令施行（電子情報処理組織、港湾台帳の電子化） ●	対象港湾拡大 ●	対象港湾拡大 ●	
			ユーザーによるサイバーポート（港湾インフラ分野）の利用		
対象港湾拡大	港湾台帳の電子化	プロトタイプ10港	125港に拡大	932港に拡大	
アクセス権等	各利用者のアクセス権の設定		港湾拡大に伴うユーザ拡大		
GIS機能等	施設表示等	図面データ 入出力等			
検索・集計機能等	絞り込み機能等	統合的な検索・集計機能 （複合的な検索条件の設定等）			
		移動端末によるデータ登録機能			
外部API連携	データ提供機能等				
他システム等との 連携	情報連携機能	外部システム等との連携			
			3分野連携	改良	
		防災情報サブシステム構築			
アセットマネジメント		手法の検討・構築		改良	
システム管理	運用・保守				



## 4. 今後のスケジュール(第一次運用開始までのスケジュール)

- 本ワーキング開催後、利用規約の確認、権限制御の実装を行う
- 規約の確認後、10港に係る初回ユーザー登録を行う（10港に限っては一般ユーザーの登録も含めてシステム管理者で行う）
- 3月上旬頃に利用対象者向けの操作説明会を行い、登録利用者の受付は、第一次運用開始後に行う（一般ユーザーの登録はP10の流れに従い、各利用者で行う）

項目	令和5年 2月			令和5年 3月		
	10	20	28	10	20	30
1 アクセス権の検証と実装	← 会議指摘事項反映 →		← 権限制御の実装・確認 →			
2 利用規約	← 確認 →					
3 10港に係るユーザー登録	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">           地方整備局等、港湾管理者（民間管理者を含む）を対象         </div>		← 初回登録ユーザーの受付、登録作業 →			● 登録完了通知
4 操作説明会	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">           地方整備局等、港湾管理者、WG参加の民間団体を対象         </div>		← 説明会開催 →			
5 運用開始	2/9 WG ●					3月末第一次運用開始 ●